定額減税しきれない人への調整給付金

問 税務課 住民税係　☎92-7918

所得税と個人町県民税の定額減税の実施に伴い、減税しきれないと見込まれる人に給付金を支給します。

▽対象者

「令和６年分所得税」または「令和６年度個人町県民税所得割」が課税されている納税義務者のうち、定額減税しきれない（定額減税可能額が課税額を上回る）と見込まれる人

※合計所得金額（注１）が1,805万円を超える人は除く

（注１）合計所得金額とは、給与所得等の所得金額の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
なお、申告分離課税の所得がある場合は、それらの所得金額（長期（短期）譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算する必要があります。

▽申請方法

対象者には８月以降に以下のような確認書を郵送します。詳しくは、同封の関係書類等をご確認ください。

▽調整給付金支給確認書（見本）

調整給付金支給確認書

令和６年の所得税（推計）及び令和６年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和　６年　月　日までに、この確認書と必要書類を返送されるか、または、スマートホンによるオンライン申請をください。

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

※オンライン申請手続なう場合には、本確認書の返送は不用です。

支給方法　口座振込　支給日確認書を受理した日から○日後

支給額　８万円

支給口座　（口座名義）

※支給口座が空白の場合は、裏面で振込口座を選択してください。

オンライン申請

（1）調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額（３万円×（本人＋扶養親族数））	令和６年分推計所得税額	控除不足額（(ア)）	
	90,000 円	− 16,700 円	= 73,300 円（マイナスの場合は０）	
住民税所得割	定額減税可能額（１万円×（本人＋扶養親族数））	令和６年度分住民税所得割額	控除不足額（(イ)）	
	30,000 円	− 43,100 円	= 0 円（マイナスの場合は０）	
調整給付金	所得税分の控除不足額（(ア)）	住民税所得割分の控除不足額（(イ)）	(ア)＋(イ)	
	73,300 円	+ 0 円	= 73,300 円	
			調整給付金支給額（上記(ウ)を１万円単位に切上げ）	
			8 万円	

注）「扶養親族数」には、控除対象配偶者、１６歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和６年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和５年所得等を基にした推計額を記載しており、令和６年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当額不足額を　令和７年以降に追加給付予定です。

※令和６年中に市区町村外に転居される方又は転居された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となることがあるため、写し（コピー）を取って大切に保管ください。

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【　私の世帯は給付金を受給しません　□　】

※重要的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和　年　月　日	連絡先電話番号	

裏面も必ずご確認ください

見本

（2）給付金の振込先口座の変更等

表面上部の口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、以下いずれか１つのチェック欄（□）にレを入れてください。

□　下記の口座への振込を希望します。
（通帳等の写しを２枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義（カナ）

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義（カナ）

（注）金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、最寄り役場税務課（0942-92-7918）までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

	（フリガナ）代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
代理人				明治・大正・昭和・平成　年　月　日	（　）

上記の者を代理人と認め、調整給付金の　□確認・請求　□受給　□確認・請求および受給　を委任します。
※一法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

本人氏名	

提出書類

□『調整給付金　支給確認書』
※　必要事項をご記入ください。
□　氏名、確認日、連絡先電話番号（一枚目表面）
□　振込口座（一枚目裏面（一枚目表面の口座欄が空欄の場合などに記入））

□『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』
※　確認書の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご記入ください。

□『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※　通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を２枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

□『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し（コピー）』
※　表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な税額や扶養親族数がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。

※各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
（記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

見本

【表面】　【裏面】

※定額減税の詳細については、国税庁ホームページや総務省のホームページ、町ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ　総務省ホームページ　町ホームページ

有料広告

イエステーション YESTATION

不動産 買取 無料査定 いたします！

一戸建
両親と同居することになり自宅が不要になった

マンション
所有するマンションを早急に現金化したい

土地
転勤・転職で引越ししなければならない

かなえちゃん Yestation Character

不動産の売却をご検討中の方、まずは無料査定してみませんか？

リフォームのご相談も承ります！ 見積り無料！
お気軽にご連絡ください。

小郡市・鳥栖市・基山町専門

福岡県知事(5)第14639号

YESTATION イエステーション小郡店

0120-773-297

TEL. 0942-65-3297〈営業時間〉AM10:00～PM6:30

フラックスコーポレーション株式会社

〒838-0144 福岡県小郡市祇園２丁目1-17

〈定休日〉毎週水曜日・祝日・第一第三火曜日

https://www.ogori-flux.com

イエステーション小郡　検索